

令和5年度

第3回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第3回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月8日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和
会長	10番	石井 克己

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 6件

議案第2号 令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について 2件

議案第3号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による 事業計画の決定について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	24件
報告第2号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	1件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	藤城 久保
次 長	館野 裕之
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和5年度第3回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、7番の委員、8番の委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第4班で、7番の委員、8番の委員です。</p> <p>農政関係は、第2班で、3番の委員、4番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第2号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局長	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、6件でございます。議案書の1から3ページをお願いいたします。</p> <p>(1) から (6) までは関連しておりますので一括してご説明します。申請受付日は、令和5年5月24日でございます。</p> <p>申請地は奉免町で、地目は田、面積は525平方メートル外6筆で、合計面積は3,675平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、公園用地を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
5番の委員	はい、議長。
議長	はい、5番の委員。
5番の委員	<p>現地調査は、令和5年5月31日に農地調査班第3班の委員で行いました。</p> <p>(1) から (6) までは関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請地は、県立市川東高等学校の北側、概ね250メートルに位置し、現</p>

	<p>況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周囲にブロックを積み、上部にフェンスを設け、土砂の流出を防止します。雨水は自然浸透させ、汚水雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)から(6)までは関連しておりますので一括してご説明いたします。</p> <p>譲受人は、新潟県十日町市に主たる事務所を置く、社会福祉法人です。</p> <p>主に高齢者施設の運営を行っておりますが、施設運営以外でも、「高齢者同士の出会いの場」「出会った仲間と一緒に繋がれる場」などをコンセプトとした公園を作り地域貢献したいとして、申請に至ったとのこと。また隣接地にある所有地と一体として造成します。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地</p>

	<p>法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和6年6月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
2番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、2番の委員。</p>
2番の委員	<p>公園が完成した後の管理・運営は市が行うのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>譲受人の強い意向により自主管理とするため、市は関与いたしません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
2番の委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>

1 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、1 番の委員。
1 番の委員	今回、公園用地で許可が下りた後に別の転用目的となった場合、農業委員会として、転用目的と違うことに関して触れることはできないのでしょうか。
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	許可後に地目変更し、農地でなくなった場合はできなくなってしまいます。
議 長	よろしいですか。
1 番の委員	はい。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 (1) から (6) は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、(1) から (6) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号 (1) から (6) は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。

<p>事務局長</p>	<p>次に、議案第2号「令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第2号「令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の5ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年5月16日付けで、市川市長より令和5年度第3次農用地利用集積計画（案）が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>2番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、2番の委員。</p>
<p>2番の委員</p>	<p>議案第2号「令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年5月30日に、第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。</p>

	<p>初めに1番について、借り手は曾谷在住の方です 曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は、百合台小学校の北側に位置した田2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>合計面積は、1,037平方メートルで、設定期間は、5年間です。 現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は北国分在住の方です。 堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は、堀之内で、市川考古博物館の東側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、768平方メートルで、設定期間は、5年間です。 現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第3次農用地利用集積計画(案)については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。 以上でございます。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第2号「令和5年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、1</p>

	<p>番及び2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年5月16日付けで、市川市長より都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について、提出されましたので、同法第4条第3項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
2番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、2番の委員。</p>

2番の委員	<p>議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年5月30日に、第1班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定についてでございます。</p> <p>借り手の方は曾谷在住の方です。</p> <p>曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、市川市立第三中学校の東側に位置した畑6筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>合計面積は、2,547平方メートルで、設定期間は、5年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>今後も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がございました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、(事務局長専決分)、24件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和5年5月1日から5月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、11件、14筆、2,587.69平方メートル、第5条の届出は、13件、24筆、4,548.14平方メートルで、第4条と第5条の合計は、24件、38筆、転用面積は、7,135.83平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては10ページから14ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和5年5月16日に申請のあった1件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和5年度第3回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>